

# 町田市の管理する施設における受動喫煙防止対策のための基本指針

## 1. 目的

この指針は、受動喫煙の健康に与える影響等を排除するため、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、町田市の管理する施設及びその敷地内において講ずべき対策を示すことにより、快適な公共空間の形成を図るとともに、市民及び来庁者並びに施設利用者の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

## 2. 受動喫煙防止対策の基本的な考え方

国は2010年2月25日厚生労働省通知により、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきとし、官公庁や医療施設においては、全面禁煙が望ましいとしている。

この通知により町田市の管理する施設における受動喫煙防止対策を総合的に推進し、2012年度から町田市が管理する施設においては屋内全面禁煙とし、施設の類型に応じて喫煙場所を設ける場合は屋外に限定している。

## 3. 町田市の管理する施設における受動喫煙防止対策の具体的な方法

受動喫煙を防止する方法は次のとおりとする。

- (1) 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づく運用とする。
- (2) 健康増進法で定める施設区分における第二種施設に該当する施設についても、屋外に喫煙所を設置する場合には、受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮しなければならない。また、第一種施設の特定屋外喫煙場所と同じ要件を満たすことが望ましい。(①管理権原者によって禁煙場所と区画されていること②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示がされていること③施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること)

※外階段、テラス、ベランダ、屋上は、健康増進法で、屋外に該当される。

## 4. 基本指針の対象となる施設

市庁舎及び市が管理している施設

## 5. 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 施設管理者は、この指針に基づき必要な受動喫煙防止対策を講じなければならない。
- (2) 施設管理者は、利用者等に対し、受動喫煙の防止について周知徹底し、理解と協力を求める。
- (3) 職員（施設の管理に携わる者、施設を利用し事業を実施する者等を含む）は受動喫煙における健康被害を十分認識し、この指針を遵守しなければならない。
- (4) 各安全・衛生委員会は、受動喫煙防止対策を非喫煙者と喫煙者との個人間の問題とすることなく、快適な職場環境形成の観点から積極的に推進する。

## 6. 実施時期

- (1) この指針は、2019年7月1日から実施する。
- (2) この指針は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。